

●香川県監査委員公表第26号

平成22年7月24日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

平成22年9月10日

香川県監査委員 鍋 嶋 明 人
同 仲 山 省 三

第1 監査の請求

1 請求人

高松市 矢野 輝雄

2 請求書の提出

平成22年7月26日（請求書の日付は、同月24日）

3 請求の内容

（できるかぎり原文に即して記載する。）

別紙事実証明書①（平木享議員あてのパソコンの100,000円の平成20年10月22日付け領収書写し）及び事実証明書②（平木享議員あてのパソコンの198,450円の平成21年3月10日付け領収書写し）の記載によると、香川県議会政務調査費交付条例第8条第3項の規定に基づき県議会議長から政務調査費収支報告書写しの送付を受けた香川県知事は、平成20年度中に必要もないのに上記同一議員により2台ものパソコン代金の公金が違法に支出された事実を知りながら、地方自治法第100条第14項、香川県議会政務調査費交付条例第1条、地方自治法第232条第1項、地方自治法第2条第14項、地方財政法第4条第1項の各規定に違反する違法な公金支出であるにもかかわらず、上記議員に対する199,225円及び当該遅延損害金の損害賠償請求を違法に怠っている事実が認められる。政務調査費の公金の性質は、公務員への一種の前渡し金であり、公務員としての議員が地方自治法第100条第14項に規定する「調査研究」の公務のために支出する必要が生じた場合に支出した後、残額を公金会計に返還することとされてから、本件パソコンも香川県が購入した場合と変わりはなく私的に使用することはできないのである。本来、議員活動は議員報酬で賄うべきであり、政務調査費の支出は必須のものとはされていないのである。現に、政務調査費を受けていない香川県内の自治体の議員も多数存在しているのである。上記議員は、必要もないのにパソコンを平成20年度中に香川県の公金から2台も購入して結果的に公金による個人の資産形成を行っているのであり、本件公金支出は必要のない違法な公金支出となるものであり、香川県に損害を与えていることは明白であって、その損害賠償請求を怠る事実は地方自治法第242条第1項に規定する違法な怠る事実に該当するものである。

本件公金支出は、用途範囲を「調査研究」に限定する地方自治法第100条第14項、必要のない公金支出を違法とする地方自治法第232条第1項、自治体は最少の経費で最大の効果を挙げる必要があるとする地方自治法第2条第14項、自治体の経費はその目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて支出することはできないとする地方財政法第4条第1項の各規定に違反するものであって、その損害賠償請求を怠る事実は、地方自治法第242条第1項に規定する違法な怠る事実に該当するものであり、香川県知事又はその他の本件違法な怠る事実について責任を有する公務員は、上記議員に対する損害賠償請求を違法に怠っているのである。

よって、本件請求人は、香川県監査委員が、上記の違法な公金支出に係る損害賠償請求を怠る事実について上記議員に対する損害賠償請求を違法に怠っている香川県知事又はその他の本件違

法な怠る事実について責任を有する者に対して、本件違法な怠る事実に係る損害の補填を求めるほか、「必要な措置」をとるよう香川県知事に対して勧告することを求める。

(別紙事実証明書省略)

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成22年7月29日にこれを受理した。

第3 個別外部監査契約に基づく監査

1. 個別外部監査契約に基づく監査の請求

請求人は、「住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は全く機能しておらず信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。」として、個別外部監査契約に基づく監査を求めるが、本件請求について監査委員は、次の理由により、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるものとは認められないと判断した。

2. 知事に地方自治法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由（個別外部監査契約に基づく監査によることを相当としない理由）

外部監査制度が設けられた趣旨は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による外部監査を導入することにより、当該団体における監査制度の独立性と専門性を一層充実するとともに、地方公共団体における監査機能に対する住民の信頼を高めることにあるが、この制度は監査委員制度と相反するものではなく、地方公共団体の行政の適正な運営の確保という共通の目的に資する制度であり、両者が相互に機能を発揮することによって地方公共団体の監査機能の全体が充実することが期待されているものである。

本件請求は、香川県議会政務調査費におけるパソコン購入代金の支出に関するものであり、その違法性等についての判断を行うに当たって、特に監査委員の監査に代えて外部の者による判断を必要とし、あるいは、特に専門的な知識や判断等を必要とする事案ではないと考えられる。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

事実証明書に個別に示された政務調査費の支出を監査対象事項とした。

2 監査対象部局

議会事務局

3 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成22年8月16日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人からこれを行わない旨の意思表示がなされた。

第5 監査委員の除斥

本件請求の監査において、宮本欣貞監査委員及び都村尚志監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第6 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと認め、棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類等の調査により次の事項を確認した。

(1) 政務調査費の概要

地方自治法は、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に対して政務調査費を交付することができるとし、他方、政務調査費の交付を受けた議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を提出するものとしている（同法第100条第14項、第15項）。

上記規定を受けて以下のとおり香川県議会政務調査費交付条例（平成13年香川県条例第4号。以下「条例」という。）及び香川県議会政務調査費交付規程（平成20年香川県議会告示第1号。以下「規程」という。）が定められている。

①交付対象及び交付額

ア 交付対象（条例第2条）

月の初日に香川県議会議員である者

イ 交付額（条例第3条）

月額30万円

②交付事務の流れ

ア 知事への通知（条例第4条）

議長は、毎年度4月3日までに、政務調査費の交付を受ける議員を知事に通知する。

イ 交付決定（条例第5条）

知事は、第4条の通知を受けたときは、政務調査費の交付を決定し、議長及び当該議員に通知する。

ウ 請求及び交付（条例第6条）

議員は、四半期の最初の月の10日までに、当該四半期分の政務調査費を知事に請求する。
知事は、請求があったときは、速やかに政務調査費を交付する。

エ 収支報告書の提出（条例第8条）

議員は、年度における政務調査費に係る収入及び支出の報告書（1件1万円を超える支出については、領収書その他の支出証拠書類の写しを添付）を当該年度の末日の翌日から起算して30日以内に議長に提出する。

議長は、収支報告書の写しを知事に送付する。

オ 会計帳簿等の整理（条例第9条）

議員は、政務調査費について会計帳簿を作成し、その内容を明確にするとともに、領収書等を整理し、これらの書類を5年間保存しなければならない。

カ 議長の調査（条例第10条）

議長は、議員から提出された収支報告書等に関し、政務調査費の適正な運用を図るため必要があると認めるときは、調査を行うことができる。

キ 収支報告書等の閲覧（条例第11条）

何人も、議長に対し、収支報告書等の閲覧を請求することができる。

議長は、収支報告書等に記載されている情報のうち、香川県議会情報公開条例第7条の非公開情報を除き、閲覧に供する。

ク 政務調査費の返還（条例第12条）

議員は、交付を受けた政務調査費の総額から支出の総額を控除して残余がある場合は、

当該残余に相当する額の政務調査費を知事に返還しなければならない。

(2) 政務調査費の使途基準等

①使途基準

ア 政務調査費の使途（条例第7条）

議員は、政務調査費を議長が定める使途基準に従い使用しなければならない。

イ 使途基準（規程第4条）

項目	内容
調査費	香川県政に関する調査に要する経費（交通費、宿泊費、調査委託費等）
研修費	研修会及び講演会の開催に要する経費並びに他の団体が開催する研修会、講演会等への参加に要する経費（会場借上費、機材借上費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等）
会議費	各種会議の開催に要する経費（会場借上費、機材借上費、資料印刷費等）
資料作成費	調査研究に必要な資料の作成に要する経費（印刷・製本費、原稿料等）
資料購入費	調査研究に必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料等）
広聴広報費	議会活動及び香川県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費（広報紙等印刷費、送料、交通費等）
事務所費	調査研究に必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の賃借料、管理運営費等）
事務費	調査研究に係る事務に要する経費（事務用品等購入費、通信費等）
人件費	調査研究を補助する職員の雇用に要する経費（給料、賃金、手当、社会保険料等）

②政務調査費の手引き

香川県議会では、平成20年3月（平成20年9月一部改正）に使途基準の具体的内容や考え方などを取りまとめた「政務調査費の手引き」（以下「手引き」という。）を作成している。主な記載内容は次のとおりである。

ア 制度の概要

イ 政務調査費の使途

使途基準の具体的経費の例示、使途基準の考え方、支出が不適当な経費の参考事例

ウ 交付制度の詳細

交付対象と交付額、交付方法、支出における留意点、収支報告、会計帳簿等の整理保管、政務調査費の返還

エ 資料

根拠規程、様式、記載例

2 議長に対する調査

議長に対する調査に当たっては、本件監査請求に先立ち平成22年4月14日付けで本件監査請求と同趣旨の監査請求があったことから、当該監査請求に伴う調査により確定した事実関係を用い、その概要は次のとおりである。

①平成20年10月22日付け領収書のノート型パソコン

政務調査活動に資する目的で購入したものであり、政務調査用以外にパソコンを1台所有

し、同目的以外には使用していない。

②平成21年3月10日付け領収書のデスクトップ型パソコン

デスクトップ型を事務所に設置したもので、後援会業務と併用するため按分したものである。

3 監査委員の判断

政務調査費の制度は、議員の調査研究活動を活発にして議会の審議能力を強化するとともに、情報公開を促進する見地からその用途の透明性を確保しようとする趣旨のものであるといわれている。これをどのように活用するかは、本来議員の自律的判断にゆだねられるべきものである。

(平成19年4月26日仙台高裁判決)

一方、知事は、財務会計を適正に執行し、不適正な場合は是正する等の責務を有しており、政務調査費についても、政務調査費の支出に関係法規に照らして明らかに違法又は不当と認められるものが存する場合には、返還を要求するなどの是正措置を講ずる必要がある。

監査委員は、前記「地方自治法」、「条例」、「規程」及び「手引き」によるほか、以上のような視点に立って監査を行い、請求人から政務調査費の違法支出として、個別具体的に示された事実については、次のとおり判断する。

パソコンについては、政務調査活動に対する有用性が高いことから、政務調査費の対象となるものとする。

また、パソコン等の機器の購入等に要した経費については、使用実態に応じ適正な割合で按分する必要があるが、次のような場合には按分せずに充当できるものとする。

- (1) 県議会に設置する場合で、政務調査以外の用務で使用される可能性が少ないと思われる場合
- (2) 県議会に設置しないが、事務所や自宅等において他のパソコン等を保有しており、政務調査以外の用務で使用される可能性が少ないと思われる場合

これに従って請求事例を判断すれば、前記第6の2の①のノート型パソコンは、政務調査のためのデータを携行するために使用しており、他にもパソコンを保有していることから、前記(2)のとおり政務調査以外の用務で使用される可能性が少ないと思われ、按分せずに充当できるものと判断される。また、前記第6の2の②のデスクトップ型パソコンは、適正に按分されているものと判断される。

以上のことから、請求人から政務調査費の違法支出として個別具体的に示された事実については、議員の回答等から総合的に判断して、明らかに違法又は不当な支出であると認められるものは存在しないことから、請求人の主張には理由がないものと判断する。